

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第4号

平成27年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年3月16日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成27年3月25日(水) 午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター  
管理棟2階大会議室

○平成27年3月25日

○現在議員5名で次のとおり

1番	金	塚		学
2番	佐	藤	修	二
3番	小	須	田	稔
4番	岡	村	芳	樹
5番	山	口	文	明

平成27年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成27年3月25日（水曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第2号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 開議の宣告

3. 諸般の報告

4. 会議録署名議員の指名

5. 会期の決定

6. 議案の上程

議案第1号から議案第2号まで

7. 提案理由の説明

議案第1号から議案第2号まで

8. 議案第1号から議案第2号まで、質疑、討論、採決

9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	山	口	文	明
副議長	佐	藤	修	二
1番	金	塚		学
3番	小	須	田	稔
4番	岡	村	芳	樹

---

○欠席議員（なし）

---

○執行部

管理者	蕨		和	雄
副管理者	小	坂	泰	久

---

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤		實
主幹	関	口	喜	好
総務課長	門	山	孝	雄
施設管理課長	齋	藤	雅	文
会計管理者	小	林	雅	美

---

○構成市町出席職員

佐倉市 環境部部長	渡	辺	尚	明
佐倉市 環境部廃棄物 対策課長	高	橋		博
酒々井町 経済環境課長	秋	元		廣

---

○議会事務局出席職員氏名

總務課  
課長補佐  
(庶務係)

坂 上 雅 敏

---

○連絡員

施設管理課  
課長補佐

中 村 宏 之

総務課  
総務係

櫻 井 江 里 佳

総務課  
課長

秋 葉 瞳

---

◎開会の宣告

(午後 1時31分)

○議長(山口文明) ただいまの出席議員は5人であります。

したがって、平成27年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期臨時会において、清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

---

◎開議の宣告

(午後 1時31分)

○議長(山口文明) 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長(山口文明) 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(山口文明) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、佐藤修二議員、小須田稔議員の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長(山口文明) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口文明) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案の上程

○議長（山口文明） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第2号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第2号までを一括議題といたします。

なお、ご発言は着席のままをお願いをいたします。

---

◎議案第1号～議案第2号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（蕨 和雄） 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会3月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

ただいまから、本日提案をいたしました議案2件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、独立行政法人通則法及び国有林野の管理経営に関する法律等の改正に伴い、条例中に引用する規定を整理するものであります。

議案第2号は、一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、千葉県人事委員会勧告に準じて、一般職の給料表を平均2.2%引き下げるとともに、経過措置として、平成29年度までの間に限り、現給保障を実施し差額に相当する額を支給いたそうとするものでございます。

また、地域手当の支給率の引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合の変更、55歳を超える一般職職員の給料月額等に対する1.5%の減額措置の廃止及び時間外勤務手当等の勤務一時間当たりの給与額の算出方法の見直しをいたそうとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（山口文明） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（佐藤 實） 事務局長の佐藤實でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第1号、佐倉市、酒々井町清掃組合情報公開条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合情報公開条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年3月25日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

次ページに改正条例を添付してございます。改正内容をご説明いたします。独立行政法人通則法の一部を改正する法律の公布に伴い、全法人を一律に規定している現行制度の見直しを行い、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、三つの分類を設けられ、独立行政法人の名称を改められました。そのことから、条文中の特定独立行政法人の名称を行政執行法人に改めようとするものでございます。

また、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、国有林野事業の企業的運営が廃止されたことにより、国が経営する企業が存在しなくなったことから条例中に引用する規定を削除いたそうとするものでございます。以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

議案第2号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第2号、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年3月25日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

次ページに改正条例を添付してございます。改正内容でございますが、千葉県人事委員会勧告に準拠し給与制度を見直すため、4点の改正いたそうとするものでございます。

1点目、給料表につきましては、一般職職員の給料表を平均2.2%引き下げるとともに、改定後の給料月額が改正される前の給料月額に達しないものについて、平成30年3月31日までの間に限り差額に相当する額を支給いたそうとするものでございます。

また、55歳以上の一般職職員に対して行われている1.5%の減額措置につきましては、平



成30年3月31日をもって廃止いたそうとするものでございます。

2点目、勤勉手当につきましては、勤勉手当の6月の率を0.675から0.75へ、12月の率を0.825から0.75へ改正いたそうとするものでございます。

3点目、地域手当につきましては、支給割合を現行の7%から平成30年4月1日までに9%にいたそうとするものでございます。経過措置といたしまして、平成27年度については7.5%とし、平成28年度以降につきましては、千葉県の改正内容を踏まえて支給割合の率を変更いたそうとするものでございます。

4点目、勤務一時間当たりの給与額の算出方法につきましては、時間外勤務手当などを算定する際の前提となる職員の年間労働時間について、現在は祝日等が含まれておりますが労働基準法の趣旨を踏まえ、労働時間から祝日や年末年始の休みを差し引くこととすることとさせていただきます。

以上4点が改正点でございます。なお、構成市である佐倉市においても千葉県人事委員会勧告等に基づく同様の条例改正について佐倉市議会2月定例会にて可決されております。当清掃組合の給与等について佐倉市に準じていることから、佐倉市と同様に給料表等を改正いたそうとするものでございます。以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口文明） これより議案第1号から議案第2号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

それでは、議案第1号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認めます。

これより議案第2号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより議案第1号から議案第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（山口文明） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（山口文明） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（山口文明） 以上をもちまして平成27年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後 1時42分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 山 口 文 明

署名議員 佐 藤 修 二

署名議員 小 須 田 稔